

事務連絡車仕様書

第1 総則

1 目的

この仕様書は、生駒市消防本部（以下「消防本部」という。）が令和8年度に購入する事務連絡車（以下「連絡車」という。）の仕様について定める。

2 連絡車は、環境汚染の防止を考慮し、アイドリングストップ機能等が付いた国産の新車で、「平成30年排出ガス基準50%削減」として国土交通省より認定を受けたもの、またはこの基準以上のものとする。

3 契約後における一切の疑義は、消防本部の解釈に従うものとする。

4 受注者は、本仕様書において不審な点等が生じたときは、直ちに消防本部に連絡し、その指示を受けるものとする。

第2 構造等

連絡車は、国産車メーカーの新車で標準取付品が装備されている軽自動車とし、次のとおりとする。

(1) 車両

1	自動車の種別・車型	軽自動車・バンタイプ・ハイルーフ (ダイハツハイゼットカーゴ、スバルサンバーバン商用車、日産クリッパー、マツダスクラムワゴン、トヨタピクシスバン、スズキエブリイワゴン、三菱キャブバン、ホンダN-VAN等)
2	数量	1台
3	エンジン	660cc ガソリンエンジン
4	定員	4人
5	ミッション	オートマチック
6	駆動方式	2WD
7	車体の色	シルバー系

(2) 装備品

1	エアコン	前のみ
2	パワーウインドウ	運転席、助手席
3	パワードアロック	全ドア連動
4	ドライブレコーダー	前方録画

(3) 付属品

1	ナンバーフレーム	前後一式
2	サイドバイザー	前左右一式
3	フロアマット	前後一式
4	ラゲージマット	後一式
5	スペアタイヤ（ホイール付）	1 本（ジャッキ、標準工具付）
6	スタッドレスタイヤ（ホイール付）	4 本（国内メーカー）
7	三角表示板	1 個
8	タイヤチェーン（ケース付き）	一式

第3 検査

発注者及び受注者は納入検査として、次の検査を行うこと。

- (1) 架装検査（品質・規格・性能・構造）
- (2) 取付品及び付属品検査

第4 補則

- (1) 連絡車の新規登録に関わる手続きは、全て受注者が行うこと。登録に要する費用（自動車賠償責任保険、リサイクル料、重量税を除く。）については、受注者が負担すること。
- (2) 保証期間は、メーカーが指定する期間とする。
- (3) 保証期間後であっても設計不良あるいは材料不良等に起因し、不適合箇所が発生した場合は、無償にて取替え又は修理を行うこと。
- (4) 納期は、令和9年3月31日までとし、納入場所は消防本部が指定する場所とする。
- (5) 廃棄車両は売却予定であるが、売却できなかった場合は、受注者が車両を引取り廃車処分すること。引取りについては、消防本部が指示する時期とし、廃車及び抹消登録を行ったうえで抹消登録証明書又は当該車両をスクラップ処理したことが判明できる書類を後日、消防本部へ提出すること。廃棄に対する一切の費用は、受注者が負担すること。
- (6) エンジンキーは、2本とする。